

平成30年10月

派遣事業におけるマージン率について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、マージン率を公開致します。

－ 記 －

1. 派遣労働者の数 7人 (平成30年9月31日現在)

システム設計者 1人  
システム運用管理者 3人  
その他の情報処理・通信技術者 3人

2. 派遣先事業所数 1社 (平成30年9月31日現在)

3. 労働者派遣料金 ※1 31,644円 (平成30年9月31日現在)

4. 派遣労働者の賃金 ※1 20,380円 (平成30年9月31日現在)

5. マージン率 ※2 35.6%

6. 教育訓練に関する事項

採用者に情報セキュリティに関する教育、採用者に安全衛生に関する教育、各種スキルアップ教育 (e-Learning によるマナー教育・ソフトウェア開発スキル教育・IT 技能教育等)

※1 : 算出に用いた1日の労働時間は、厚生労働省の報告様式での算出時間である8時間としました。

※2 : マージン率は、労働者派遣法第23条5項により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。  
マージン率 = (労働者派遣料金 - 派遣労働者の賃金) / 労働者派遣料金

以上

許可・届出受理番号 派04-300385

ベルウッド・システムワークス株式会社  
代表取締役社長 鈴木 徹哉